

## あかし女性の活躍推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 明石市における女性の活躍推進に向けた環境の整備にあたり、女性自身の声をいかした、より実効性の高い施策の実施につなげるため、あかし女性の活躍推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び提案をする。

- (1) 女性の活躍推進に関すること。
- (2) 特定事業主行動計画に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、女性の活躍推進のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の役職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

## (会長の職務等)

第5条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

## (意見の聴取)

第7条 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、政策部政策室及びコミュニティ推進部男女共同参画課において処理する。

## (補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則（平成28年3月17日制定）

## (施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

## (招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。